

令和 6 年

第 3 回西原村臨時会会議録

令和 6 年 9 月 2 5 日

令和 6 年 9 月 2 5 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

令和 6 年第 3 回臨時会会期日程表

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
9 月 2 5 日	水	午前 1 0 時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・仮議席の指定 ・議長の選挙 ・議席の指定 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・副議長の選挙 ・常任委員の選任 ・議会運営委員の選任 ・議長の常任委員辞任 ・大津町西原村原野組合 議会議員 3 人の選挙 ・益城、嘉島、西原環境 衛生施設組合議会議員 2 人の選挙 ・阿蘇広域行政事務組合 議会議員 3 人の選挙 ・熊本県後期高齢者医療 広域連合議会議員 1 人の 選挙 ・国民健康保険運営協議 会委員の推薦 ・社会教育委員兼公民館 運営審議会委員の推薦 ・村長提案理由説明 ・議案審議 (議案第 6 4 号) (同意第 6 号) (発議第 6 号～ 発議第 1 0 号) ・委員会の閉会中の継続 調査申出 	

提 出 議 案 等

(令和6年9月25日提出)

(村長提出議案)

議案第64号 令和6年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第1号)について

同意第6号 西原村監査委員の選任につき同意を求めることについて

(議員提出議案)

発議第6号 河原校区活性化対策特別委員会の設置について

発議第7号 公共育成牧場跡地利用対策特別委員会の設置について

発議第8号 企業誘致特別委員会の設置について

発議第9号 工業団地造成特別委員会の設置について

発議第10号 公共交通対策特別委員会の設置について

目 次

第1号（9月25日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	3
出席議員氏名	4
事務局職員出席者	4
説明のため出席した者の職氏名	5
開会・開議	6
日程第 1 仮議席の指定について	8
日程第 2 議長選挙について	8
追加日程第 1 議席の指定について	10
追加日程第 2 会議録署名議員の指名	11
追加日程第 3 会期の決定について	11
追加日程第 4 副議長選挙について	11
追加日程第 5 常任委員の選任について（総務福祉常任委員5人、 産業教育常任委員5人、議会広報常任委員5人）	13
追加日程第 6 議会運営委員の選任について（6人）	14
追加日程第14 村長提案理由説明（議案第64号、同意第6号）	16
追加日程第15 議案第64号 令和6年度西原村工業用水道事業 会計補正予算（第1号）について	17
追加日程第16 同意第 6号 西原村監査委員の選任につき同意 を求めることについて	19
追加日程第 7 議長の常任委員辞任について	20
追加日程第 8 大津町西原村原野組合議会議員3人の選挙につい て	21
追加日程第 9 益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会議員2人 の選挙について	22
追加日程第10 阿蘇広域行政事務組合議会議員3人の選挙につい て	22
追加日程第11 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員1人の選 挙について	22
追加日程第12 国民健康保険運営協議会委員の推薦について	23
追加日程第13 社会教育委員兼公民館運営審議会委員の推薦につ いて	23
追加日程第17 発議第 6号 河原校区活性化対策特別委員会の 設置について	23

追加日程第18	発議第7号	公共育成牧場跡地利用対策特別委員会の設置について	25
追加日程第19	発議第8号	企業誘致特別委員会の設置について	26
追加日程第20	発議第9号	工業団地造成特別委員会の設置について	28
追加日程第21	発議第10号	公共交通対策特別委員会の設置について	29
追加日程第22		委員会の閉会中の継続調査申し出について	31
閉会			32
署名			33

第 1 号 (9 月 2 5 日)

令和6年第3回西原村議会臨時会会議録

令和6年9月25日、令和6年第3回西原村議会臨時会が西原村役場に招集された。

令和6年9月25日（水曜日） 議事日程第1号

日程第 1 仮議席の指定について

日程第 2 議長選挙について

追加日程第 1 議席の指定について

追加日程第 2 会議録署名議員の指名について

追加日程第 3 会期の決定について

追加日程第 4 副議長の選挙について

追加日程第 5 常任委員の選任について
(総務福祉常任委員5人、産業教育常任委員5人、議会広報常任委員5人)

追加日程第 6 議会運営委員の選任について(6人)

追加日程第 7 議長の常任委員辞任について

追加日程第 8 大津町西原村原野組合議会議員3人の選挙について

追加日程第 9 益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会議員2人の選挙について

追加日程第10 阿蘇広域行政事務組合議会議員3人の選挙について

追加日程第11 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員1人の選挙について

- 追加日程第 1 2 国民健康保険運営協議会委員の推薦について
- 追加日程第 1 3 社会教育委員兼公民館運営審議会委員の推薦について
- 追加日程第 1 4 村長提案理由説明
- 追加日程第 1 5 議案第 6 4 号 令和 6 年度西原村工業用水道事業会計補正
予算（第 1 号）について
- 追加日程第 1 6 同意第 6 号 西原村監査委員の選任につき同意を求める
ことについて
- 追加日程第 1 7 発議第 6 号 河原校区活性化対策特別委員会の設置につ
いて
- 追加日程第 1 8 発議第 7 号 公共育成牧場跡地利用対策特別委員会の設
置について
- 追加日程第 1 9 発議第 8 号 企業誘致特別委員会の設置について
- 追加日程第 2 0 発議第 9 号 工業団地造成特別委員会の設置について
- 追加日程第 2 1 発議第 1 0 号 公共交通対策特別委員会の設置について
- 追加日程第 2 2 委員会の閉会中の継続調査申し出について

1、応招議員 (10名)

1 番	山 下 圭 介 君
2 番	加 藤 博 敏 君
3 番	松 浦 哲 也 君
4 番	尾 崎 幸 穂 君
5 番	堀 田 直 孝 君
6 番	坂 本 隆 文 君
7 番	中 西 義 信 君
8 番	山 下 一 義 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	西 口 義 充 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	山 下 圭 介 君
2 番	加 藤 博 敏 君
3 番	松 浦 哲 也 君
4 番	尾 崎 幸 穂 君
5 番	堀 田 直 孝 君
6 番	坂 本 隆 文 君
7 番	中 西 義 信 君
8 番	山 下 一 義 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	西 口 義 充 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	海 津 智 子 君
議会事務局書記	山 北 潤 平 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	吉井誠君
副村長	田島由紀君
教育長	竹下良一君
総務課長	堀田隆二君
企画商工課長	堀田和也君
教育課長	山田孝君
会計管理者	林田浩之君
税務課長	小栗優君
産業課長	中西聡君
建設課長	久野太君
水道課長	廣瀬太君
住民福祉課長	村上文英君
保健衛生課長	岩下源一郎君
保育園長	岩村智子君

(臨時議長の紹介)

○**議会事務局長（海津智子君）** おはようございます。議会事務局長の海津です。本臨時会は、一般選挙後初めての議会であります。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

そこで、年長の山下一義議員をご紹介します。山下議員、議長席へお願いいたします。

(山下一義議員 議長席に着席)

午前10時00分 開会・開議

○**臨時議長（山下一義君）** おはようございます。

ただいま紹介されました山下です。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。

何とぞよろしくお願いいたします。

本日は第3回の臨時会が招集されましたところ、全員出席であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第3回西原村議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

まず初めに、開会に当たりまして、村長から議会招集の挨拶をお願いいたします。

(村長 吉井 誠君 登壇)

○**村長（吉井 誠君）** 皆さん、おはようございます。

令和6年第3回西原村議会臨時会、また村議会議員選挙改選後初めての招集をお願いしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙の中、全員のご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

9月3日告示、8日投開票の西原村議会議員選挙におきまして、見事当選されました皆様方に心よりお祝いを申し上げます。今回は10議席を争う選挙であり、現職7名、新しく3名の方が当選されました。議員各位におかれましては、西原村のさらなる発展、住みよい村をキーワードに、村民の方々の信頼と期待を受けての当選であると思っております。本当におめでとうございます。

さて、新年早々の石川県能登半島地震により甚大な被害が発生しました周辺の市町村では、復旧・復興もこれからというところであったと思われませんが、先日、追い打ちをかけるかのごとく、特別警報級の大雨により再び甚大な被害が発生しております。お亡くなりになられた方々へ追悼の意を表するとともに、被災されました全ての方々にお見舞いを申し上げ、一日も早い復

旧・復興を願うものであります。

西原村では被害が大きい輪島市など周辺自治体へ、熊本地震の恩返しを目的に、ふるさと納税の災害支援代理寄附を全国に先駆けて昨日より開始をしております。皆様からのご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

西原村は、熊本地震からの復旧・復興を経験し新たなステージへの転換期であると感じています。菊陽町に立地しましたTSMCの影響もあり、熊本県におきましても百年に一度のビッグチャンスと言われており、西原村もこのよき流れ、この好機をつかみ取る覚悟を持って取り組んでおり、現在、整備を進めています約10ha、6区画の新工業団地整備につきましても、工場を立地したいということで9者から応募があっており、その中から10月上旬をめどに企業の選定ができるよう、県と協議を行いながら進めているところでございます。

このように工業団地の公募をし、区画以上の応募があるということは、これまでの経験上考えられないようなぜいたくな悩みでもありまして、県内の工業団地や住宅整備の需要がまだまだ高まるものと感じています。工場が立地しますと、企業からの税収をはじめ人口増による住民税、固定資産税、また商工関係など様々なところでプラスに作用し、皆さんの選挙用のリーフレットに記されておりました子育て、子どもたちへの支援、給食費の補助、福祉においては、お年寄りや障害者への支援の充実、のぎく荘の増改築、農業、商工業への支援の拡充など、これまで財政面でできなかった施策も実現に向けて近づいてくるものと思われまます。

鶏、卵ではございませんが、工場が増える、働く人、村への流入人口が増える、人口が増加しますと住民からの要望が多く上がっています商業施設の立地であったり交通施策の充実なども可能性が大きくなると予測しています。

一方で、交通渋滞や地価高騰、農地不足、水問題など、現在、菊陽町や大津町での課題もこれから本村も同じように生じてくると予測され、これらの状況を皆さんと共有し、10年、20年後の将来を見据え村政を進めていかなければならない重要な時期であると考えています。

また、防災・減災、村民の安心・安全の中枢を担う消防団の分団再編につきましても最重要課題として捉えておりまして、議員の中には現団長兼分団長、また、団長経験者など消防団の経験者が多数おられます。

西原村消防団につきましても、以前より各集落の人口減少に伴い分団再編の問題が長年の懸案事項であり、各分団各班の話を伺っておりますと、いよいよもって分団または班の維持継続が困難で、待ったなしの状況であり、本村執行部はもとより西原村消防団幹部をはじめ、全団員喫緊の課題として、できるだけ早期に解決しなければならない問題であると決意を持って取り組んでいるところでございます。

現在、消防幹部会で協議を重ねておりまして、その中の案としまして、令

和6年度から7年度の2か年で分団合併を実施し、現行の8分団体制から、山西校区で2分団、河原校区で1分団、役場で1分団の計4分団体制へ移行することを提案しておりまして、令和6年度西原村災害対策会議の中で各区長へ説明を行っているところでございます。

これを受けまして、それぞれの地域で協議が行われておりますが、その中で分団から選出されます団長、分団長の選出方法であったり、詰所や積載車の配置、また集落ごとの分団活動費など、これから解決していかなければならない問題もあるようでございます。

この分団再編は消防団だけで解決できる問題ではなく、住民の安心・安全を確保するために、これから10年、20年後を見据えた問題も集落ごとで様々であるというふうに思います。それぞれの地域での課題など消防団も交えて洗い出しをしていただき、その内容を消防団幹部会で協議、解決していくことが最良の形でないかというふうに考えています。できますなら議員各位におかれましても、円滑な再編ができるよう地元分団や集落へのご助言、ご協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

これからこの新たなメンバーで西原村発展のため、議会、執行部、そして、村民、心一つに熊本のよき流れを逃すことのないよう一致団結し、全力で邁進していきたいと思っております。

どうか議員各位におかれましても、なお一層のご理解、ご協力、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げます、初議会に当たっての私からの挨拶といたします。これからよろしくお願い申し上げます。お世話になります。

○臨時議長（山下一義君）本日の会議は、タブレットに提示の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、仮議席の指定について。

仮議席は、ただいま着席の議席を指定します。

ここで、執行部の皆さんは退席をお願いいたします。

（執行部退席）

○臨時議長（山下一義君）日程第2、議長の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法につきましては、投票の方法と指名推選の方法がありますが、どの方法で行ったらよいか、お諮りします。

坂本君。

○（坂本隆文君）投票でお願いします。（発言の声）

すみません、指名でお願いします。

○臨時議長（山下一義君）お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条の第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○臨時議長（山下一義君）異議なしと認めます。選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

暫時休憩します。

（午前10時15分）

（午前10時17分）

○臨時議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りします。指名の方法については、いかが取り計らいましょうか。

6番議員、坂本君。

○（坂本隆文君）西口議員を指名いたします。

理由は3期12年務められて、また監査のほうもされていますので、分かっている内容が多いと思います。以上です。

○臨時議長（山下一義君）ほかにございませんか。

それでは、ただいま西口議員と指名推選がありました。異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○臨時議長（山下一義君）異議なしと認め、議長に、西口君を指名します。

お諮りします。ただいま指名されました西口議員が議長に当選されましたので、西原村議会会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

西口議長、議長席をお願いします。

これをもって臨時議長の職務は全部終了しました。

ご協力ありがとうございました。

（臨時議長 山下一義議員 議長席から退席）

○議会事務局長（海津智子君）それでは、西口新議長にご挨拶をお願いします。

（議長 西口義充議員 議長席に着席）

○議長（西口義充君）今回、皆様方からご指名を受け議長にご推薦いただき本当に心より感謝申し上げます。

今回、議員の皆様方と共に、今後、村の発展と住民の皆様方のためにもっともつと住みやすい環境を目指して我々も頑張りたいと思っております。どうかお力をお貸しください。よろしく申し上げます。

先ほど村長のほうでもご挨拶ありましたけれども、今、工業団地造成が進んでおります。令和8年初頭から用地の引渡しというようなことで、また、人口増にもつながってくるんじゃないかなと思います。また、企業が動き出すと若者の雇用の場の確保というようなことで、西原村に人口増がますます活発化になってくるものとも考えております。また、税収等におきましても令和5年度におきましては法人税2億1,000万円ほどございました。今度は第2工業団地がまたできますと相当な税収が上がってくるんじゃないかと思っております。

大きなお金が入ってきますと、やはり今まであまりご支援がなかった部分に対しても増えてきます。特に今後、問題となっている子ども・子育て支援、また学校教育への支援、また福祉等への支援とのぎく荘の問題もごさいます。また、西原村におきましては道路整備も遅れておりますので、そういうものにも力を入れて、この税収等を大いに生かしていきたいと思っております。いろんな事業がありますけれどもいろんな部分で配分ができると思っておりますので、やはり企業が来ることによって、また、人が増えることによって大きな税収になりますので、皆さんと共に村のことを考えてやっていきたいと思っております。

それから、今回の選挙で、先ほどもお話ししましたけれども、今最も住民の方々から要望の中でのドラッグストア等の誘致、早期実現に向けて、これも12月のほうで取り上げて、また頑張って発議のほうでやって、それに向けて各委員会の方に頑張ってもらいたいと思っております。

1万人を目指すというのは、大変西原村にとってはうれしいことですが、年数が相当かかります。日本でもいろんなところで7,000人ぐらいの企業誘致が進んでいるところもごさいますので、そういうところも視察に入れながら、皆さん方全員で視察等を行いながら西原村をもっともっと住みよい村にしていきたいというようなことを考えておりますので、どうか皆さんお力をお貸しください。よろしくお願いします。

今後とも西原村はまだまだ今から伸びていきますので、皆さんと共に頑張りたいと思っておりますので、今後ともご支援のほどよろしく願いいたします。これをもって、ご挨拶に代えさせていただきます。

それでは、暫時休憩します。

(午前10時25分)

(午前10時29分)

○議長(西口義充君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りします。タブレットに提示の追加議事日程を追加し、追加日程第1とし議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(西口義充君) 異議なしと認め、追加議事日程を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

日程第1、議席の指定についてを議題とします。

議席は会議規則第4条第1項の規定により、議長が定めることとなっております。

したがいまして、当選回数順でお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長（西口義充君）異議なしと認めます。

それでは、発表します。

1番、山下圭介君。2番、加藤博敏君。3番、松浦哲也君。4番、尾崎幸穂君。5番、堀田直孝君。6番、坂本隆文君。7番、中西義信君。8番、山下一義君。9番、桂悦朗君。10番、西口義充です。

暫時休憩します。

（午前10時31分）

（午前10時34分）

○議長（西口義充君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、1番、山下圭介君と2番、加藤博敏君を指名します。

日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認め、これによって会期は本日1日限りと決定しました。

日程第4、副議長の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法につきましては、投票の方法と指名推選の方法がありますが、どちらの方法で行ったがよいかお諮りします。

9番議員、桂君。

○9番議員（桂悦朗君）9番、桂です。

指名でお願いしたいと思います。

○議長（西口義充君）お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認めます。選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法についてはいかが取り計らいましょうか。

7番議員、中西君。

○7番議員（中西義信君）8番の山下議員を推薦したいと思います。

これまで議長として頑張ってこられましたし、4期目でもございますし、全体を把握して新議長を支えていただけていただけのものだと思っています。よろしくお祈りします。

○議長（西口義充君）ただいま山下一義君と指名推選がありました。ご異議

ございませんか。

○議長（西口義充君）9番議員、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）9番、桂です。

今回、先ほども控室でちょっとお話ししましたけれども、これから先の議会を考えて、先ほど議長も言われましたけれども、議会の活性化それと議会改革を言われました。やはり今から先を考えていくなれば若い人に副議長になってもらって、次のことを考えていかなくちやならないというふうに思っております。

そこで、2期8年、要するに今まで議員としてやってこられました堀田議員、それと職員として今までやってこられているんですね。だからいろんなことを知っておられると思います。だから西原村の議会のためには、そのような若い人を副議長に持っていったらどうかと、推薦したいと。以上です。

○議長（西口義充君）ただいま2名の方のご指名がございましたが、いかがお諮りしましょうか。（「選挙で」の声）

選挙でということでございますので、選挙の準備をさせていただきます。暫時休憩をします。

（午前10時39分）

（午前10時42分）

○議長（西口義充君）休憩前に引き続き会議を再開します。

副議長選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（事務局長 議場を閉鎖）

○議長（西口義充君）ただいまの出席議員は10名であります。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に堀田直孝君、山下圭介君、2人を指名します。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認め、立会人に堀田直孝君、山下圭介君を指名します。

選挙は副議長のための選挙でございます。

ただいまから投票用紙を配付します。

（事務局 投票用紙配付）

○議長（西口義充君）念のために申し上げますが、投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声）

○議長（西口義充君）配付漏れなしと認めます。

事務局に投票箱を点検させます。

(事務局 投票箱点検)

○議長(西口義充君) 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番議員から順番に投票をお願いします。

投票漏れはございませんか。

(「なし」の声)

○議長(西口義充君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

堀田直孝君、山下圭介君に開票の立会いをお願いします。

(開票)

○議長(西口義充君) 選挙の結果を報告します。

投票総数10票、有効投票数9票、無効投票数1です。

有効投票数のうち、山下一義君6票、堀田直孝君2票、坂本隆文君1票と、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、山下一義君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(事務局長 議場を開放)

○議長(西口義充君) ただいま副議長に当選された山下一義君が議場におられます。西原村議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

山下一義君の当選人のご挨拶をお願いします。

(副議長 山下一義君 登壇)

○副議長(山下一義君) 副議長に選任させていただきまして誠にありがとうございました。

私も1期4年間議長として務めてまいりました。これから先、西口議長の補佐役としてよきアドバイスをしながら頑張っていきたいと思っております。

私もこの4年間、空港周辺の4か町村の議長さん、それから阿蘇郡の7市町村の議長さん、そして、県の振興局さんの局長、あるいは次長さんとの経験を基に議長として推進してまいりました。こういうところもこれから先、西口議長に受け継ぎながら、村への県からの助成金、年間約5,000万円の引継ぎもやりながら、私も副議長として村の発展に頑張っていきたいと思いますので、皆様のご協力をよろしくをお願いします。

○議長(西口義充君) 日程第5、常任委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。常任委員の選任については、西原村議会委員会条例第7条第4項の規定によって議長が議会に諮って指名するとなっておりますが、ご

異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(西口義充君) 異議なしと認めます。

暫時休憩します。

(午前11時01分)

(午前11時07分)

○議長(西口義充君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

各常任委員会が決定しましたので、朗読をします。

総務福祉常任委員に、1番、山下圭介君、3番、松浦哲也君、5番、堀田直孝君、7番、中西義信君、9番、桂悦朗君。

産業教育常任委員に、2番、加藤博敏君、4番、尾崎幸穂君、6番、坂本隆文君、8番、山下一義君、10番、西口義充です。

議会広報常任委員に、1番、山下圭介君、2番、加藤博敏君、4番、尾崎幸穂君、6番、坂本隆文君、7番、中西義信君。

以上で、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(西口義充君) 異議なしと認め、各常任委員はただいまのとおり選任することに決定しました。

ここで休憩しまして、委員長、副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩します。

(午前11時09分)

(午前11時16分)

○議長(西口義充君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

各常任委員会を開催し、委員長、副委員長の互選が決まりましたので、報告をいたします。

総務福祉常任委員長、9番、桂悦朗君、副委員長、5番、堀田直孝君。

産業教育常任委員長、4番、尾崎幸穂君、副委員長、2番、加藤博敏君。

議会広報常任委員長、6番、坂本隆文君、副委員長、4番、尾崎幸穂君。

以上でございます。

日程第6、議会運営委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議会運営委員の選任については、西原村議会委員会条例第7条第4項の規定によって議長が議会に諮って指名することとなっておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(西口義充君) 異議なしと認め、議会運営委員の指名をします。

暫時休憩します。

(午前 11 時 18 分)

(午前 11 時 23 分)

○議長（西口義充君）休憩前に引き続き会議を再開します。

議会運営委員の指名をします。

1 番、山下圭介君、4 番、尾崎幸穂君、6 番、坂本隆文君、7 番、中西義信君、8 番……、ちょっと待ってください。ここは堀田君じゃないんですか。暫時休憩します。

(午前 11 時 24 分)

(午前 11 時 24 分)

○議長（西口義充君）休憩前に引き続き会議を再開します。

議会運営委員の指名をします。

1 番、山下圭介君、4 番、尾崎幸穂君、6 番、坂本隆文君、7 番、中西義信君。（発言の声）

ここへ議会の委員長が全部入っています。（発言の声）

暫時休憩します。

(午前 11 時 25 分)

(午前 11 時 27 分)

○議長（西口義充君）休憩前に引き続き会議を再開します。

議会運営委員の指名をします。

1 番、山下圭介君、4 番、尾崎幸穂君、7 番、中西義信君、8 番、山下一義君、9 番、桂悦郎君、10 番、西口義充です。

以上、指名がありますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認め、議会運営委員はただいまのとおり選任することに決定しました。

ここで休憩します。委員長、副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩します。

(午前 11 時 28 分)

(午前 11 時 29 分)

○議長（西口義充君）休憩前に引き続き会議を再開します。

議会運営委員の指名をします。

1 番、山下圭介君、4 番、尾崎幸穂君、5 番、堀田直孝君、7 番、中西義信君、8 番、山下一義君、9 番、桂悦郎君。

以上、指名しましたが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(西口義充君) 異議なしと認め、議会運営委員はただいまのとおり選任することに決定しました。

ここで休憩しまして、委員長、副委員長の互選をお願いします。
暫時休憩します。

(午前11時30分)

(午前11時33分)

○議長(西口義充君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

議会運営委員会を開催し、委員長、副委員長の互選が決まりましたので、報告をします。

議会運営委員長、7番、中西義信君、副委員長、5番、堀田直孝君でございます。

暫時休憩します。

(午前11時33分)

(午前11時42分)

○議長(西口義充君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程の順序を変更し、日程第14、村長提案理由説明を先に審議したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(西口義充君) 異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第14、村長に提案理由説明をお願いします。

(村長 吉井 誠君 登壇 説明)

○村長(吉井 誠君) それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第64号、令和6年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の既決予定額のうち、資本的収入について4,000万円の増額補正、資本的支出について4,776万9,000円の増額補正でございます。

主な内容を申し上げますと、資本的収入につきましては、企業債4,000万円の増額補正、資本的支出につきましては、建設改良費4,595万1,000円の増額及び固定資産181万8,000円の増額補正であり、工業用水道水源地さく井事業の進捗に伴い、施設整備における詳細設計等費用を計上するものでございます。

詳細につきましては、水道課長よりご説明いたします。

続きまして、同意第6号、西原村監査委員の選任について同意を求めることについてご説明申し上げます。

西原村監査委員、西口義充氏が、令和6年9月24日に任期満了となったため、新たに監査委員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

以上、本臨時会に提出しました議案1件、同意1件、以上の合計2件につきまして、議員各位におかれましては慎重審議をしていただき、議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。お世話になります。

○議長（西口義充君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

これをもちまして、執行部は一応退席ということでございます。（発言の声）

水道までいいですか、水道課長。

暫時休憩します。

（午前11時45分）

（午前11時47分）

○議長（西口義充君）会議を再開します。

日程の順序を変更し、日程第15、議案第64号、令和6年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてを先に審議したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第15、議案第64号、令和6年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）について説明をお願いします。

水道課長。

（水道課長 廣瀬 太君 登壇 説明）

○水道課長（廣瀬 太君）議案第64号についてご説明いたします。

議案第64号のファイルをお開きください。

議案第64号、令和6年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）。

総則、第1条、令和6年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

資本的収入及び支出。

第2条、令和6年度西原村工業用水道事業会計予算第4条本文括弧書き中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,825万3,000円は、建設改良積立金800万円及び損益勘定留保資金1,025万3,000円で補填するものとする。」を、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,602万2,000円は、建設改良積立金1,100万円及び損益勘定留保資金1,502万2,000円で補填するものとする。」に改め、同条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次

のとおり補正する。

左から科目、既決予定額、補正予定額、計の順に読み上げます。

収入、第1款資本的収入7,000万円、4,000万円、1億1,000万円。第1項企業債7,000万円、4,000万円、1億1,000万円。

支出、第1款資本的支出8,825万3,000円、4,776万9,000円、1億3,602万2,000円。第1項建設改良費8,825万3,000円、4,595万1,000円、1億3,420万4,000円。第2項固定資産0円、181万8,000円、181万8,000円。

2ページをお願いします。

企業債、第3条、予算第5条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、次のとおり補正する。

追加。

起債の目的、工業用水道新水源地・配水池施設整備事業、限度額4,000万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

令和6年9月25日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主要内容についてご説明いたします。

4ページをお願いいたします。

令和6年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）説明書。

まず、今回は営業における収益や費用に係る収益的収入及び支出の補正予算はございません。

次に、資本的収入及び支出でございます。

収入、款1資本的収入、項1企業債、目1企業債4,000万円の増額補正。これは支出における資本的支出、建設改良費に計上しました工業用水道新水源地・配水池施設整備事業費の資金として、企業債を4,000万円借り入れるものでございます。

次に、支出、款1資本的支出、項1建設改良費、目2原水設備工事費に委託料として4,595万1,000円の増額補正でございます。これは既存、鳥子工業団地内企業における契約水量増の要望に対する取水量の増強及び新工業団地の整備に伴う新たな工業用水道における水需要に対応するため、鳥子工業団地の南側に水源のさく井事業を行っており、揚水試験の結果において井戸の能力としても十分水量が確保できることが示されました。

これにより取水・配水施設の詳細設計費用や地盤調査費用、工業用水道事業法に規定されている経済産業大臣への事業変更届出書類の作成委託費用を追加補正するものでございます。

次に、土地購入費の181万8,000円につきましては、現在、さく井事業を行っている場所へ施設整備を行うための用地購入費でございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入りま

す。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(西口義充君) 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(西口義充君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第64号、令和6年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第1号)について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(西口義充君) 全員起立であります。

よって議案第64号は、原案どおり可決されました。

12時となりますが、このまま続けていいでしょうか。(「はい」の声)

日程の順序を変更させていただきます。先に審議したいと思います。

日程の順序を変更し、日程第16、同意第6号、西原村監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(西口義充君) 日程の順序を変更し、日程第16、同意第6号、西原村監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 堀田隆二君 登壇 説明)

○総務課長(堀田隆二君) 同意第6号についてご説明いたします。

タブレット端末、同意第6号をお願いいたします。

同意第6号、西原村監査委員の選任につき同意を求めることについて。

西原村監査委員として下記の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和6年9月25日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

住所、西原村大字河原695番地1。

氏名、松浦哲也。

生年月日、昭和34年7月27日。

提案理由でございます。

西原村監査委員、西口義光氏が令和6年9月24日をもって任期満了となったため、新たに監査委員を選任いたしたく提案するものでございます。

ご審議方よろしく願いいたします。

○議長(西口義充君) 内容の説明が終わりました。

質疑に入ります前に、地方自治法第117条の規定によって松浦哲也君が除斥の対象になりますので、松浦哲也君の退場を求めます。

(3番議員 松浦哲也君 退場)

○議長(西口義充君)直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(西口義充君)質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(西口義充君)討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立によって採決します。

本案を原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(西口義充君)全員起立であります。

よって、同意第6号は原案どおり同意されました。

松浦哲也君の入場を許可します。

(3番議員 松浦哲也君 入場)

○議長(西口義充君)

暫時休憩します。

(午後 0時02分)

(午後 0時02分)

○議長(西口義充君)休憩前に引き続き会議を再開します。

松浦哲也君が全会一致で監査委員に選任同意されましたので、お伝えします。

暫時休憩します。

(午後 0時02分)

(午後 1時01分)

○議長(西口義充君)休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第7、議長の常任委員辞任についてを議題とします。

私は産業教育常任委員を選任されましたが、議長の立場上、各委員会と関係を等距離的な立場を取るのが望ましいのではないかと思います。

また、地方自治法第105条によりまして、各常任委員会へ出席発言が認められています。皆様の同意が得られますなら、常任委員を辞任したいと思います。

暫時休憩します。

(午後 1時02分)

(午後 1時04分)

○副議長(山下一義君)休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの件につきまして、議長の一身上に関する事件でございますので、副議長がしばらくの間、議長を務めさせていただきます。

日程第7、議長の常任委員辞任についてを議題とします。

本件につきましては、除斥の対象となりますので、地方自治法第117条の規定により西口議長の退場を求めます。

(議長 西口義充君 退場)

○副議長(山下一義君) 西口議長から常任委員を辞任したいとの申出があります。

お諮りします。本件は、申出のとおり辞任を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○副議長(山下一義君) 異議なしと認め、よって、西口議長の産業教育常任委員の辞任を許可することに決定しました。

ここで議長の除斥を解除します。

暫時休憩します。

(午後 1時05分)

(議長 西口義充君 入場)

(午後 1時05分)

○副議長(山下一義君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

議長が入場されましたので、議長の常任委員についての結果をご報告します。

お諮りしましたところ、議長は常任委員を辞任することに決定いたしました。

以上、報告いたします。

それでは、議長を交代します。

暫時休憩します。

(午後 1時06分)

(午後 1時06分)

○議長(西口義充君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第8、大津町西原村原野組合議会議員3人の選挙についてを議題とします。

一部事務組合議会議員につきましては、投票にいたしますか、指名推選にいたしますか、お諮りいたします。(「指名推選でお願いします」の声)

指名推選ということでございますが、指名推選でよろしいですか。

(「異議なし」の声)

○議長(西口義充君) 異議なしと認め、議長が指名推選をします。

大津町西原村原野組合議会議員に、1番、山下圭介君、6番、坂本隆文君、

8番、山下一義君を指名します。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(西口義充君) 異議なしと認め、以上の方が大津町西原村原野組合議会議員に決定しました。

日程第9、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会議員2人の選挙について議題とします。

一部事務組合議会議員につきましては、投票にいたしますか、指名推選にいたしますか、お諮りします。(「指名推選」の声)

指名推選ということでございますが、指名推選でよろしいですか。

(「異議なし」の声)

○議長(西口義充君) 異議なしと認め、議長が指名推選をします。

益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会議員に、2番、加藤博敏君、5番、堀田直孝君を指名します。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(西口義充君) 異議なしと認め、以上の方が益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会議員に決定しました。

日程第10、阿蘇広域行政事務組合議会議員3人の選挙についてを議題とします。

一部事務組合議会議員につきましては、投票にいたしますか、指名推選にいたしますか、お諮りします。(「指名推選」の声)

指名推選ということでございますが、指名推選でよろしいですか。

(「異議なし」の声)

○議長(西口義充君) 異議なしと認め、議長が指名推選をします。

阿蘇広域行政事務組合議会議員に、4番、尾崎幸穂君、7番、中西義信君、10番、西口義充を指名します。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(西口義充君) 異議なしと認め、以上の方が阿蘇広域行政事務組合議会議員に決定しました。

日程第11、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員1人の選挙についてを議題とします。

一部事務組合議会議員につきましては、投票にいたしますか、指名推選にいたしますか、お諮りします。(「指名推選」の声)

指名推選ということでございますが、指名推選でよろしいですか。

(「異議なし」の声)

○議長(西口義充君) 異議なしと認め、議長が指名推選をします。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に、4番、尾崎幸穂君を指名します。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長（西口義充君）異議なしと認め、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に決定しました。

日程第12、国民健康保険運営協議会委員の推薦についてを議題とします。

国民健康保険運営協議会委員のうち、2名が公益を代表する者として議会議員からの推薦になっていますが、議長推薦でよろしいですか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認め、議長より推薦します。

国民健康保険運営協議会委員に、7番、中西義信君、9番、桂悦朗君を推薦します。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認め、以上の2人が国民健康保険運営協議会委員に決定しました。

暫時休憩します。

（午後 1時12分）

（午後 1時13分）

○議長（西口義充君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第13、社会教育委員兼公民館運営審議会委員の推薦についてを議題とします。

社会教育委員兼公民館運営審議会委員のうち、1名が議会議員からの推薦になっています。議長推薦でよろしいですか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認め、議長より推薦します。

社会教育委員兼公民館運営審議会委員に、3番、松浦哲也君を推薦します。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認め、社会教育委員兼公民館運営審議会委員に、3番、松浦哲也君が決定しました。

日程第17、発議第6号、河原校区活性化対策特別委員会の設置についてを議題とします。

内容の説明を提出者、5番、堀田直孝君に求めます。

（5番議員 堀田直孝君 登壇 説明）

○5番議員（堀田直孝君）発議第6号。

令和6年9月25日。

西原村議会議長、西口義充様。

提出者、西原村議会議員、堀田直孝。賛成者、西原村議会議員、松浦哲也。賛成者、西原村議会議員、中西義信。

河原校区活性化対策特別委員会の設置について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

河原校区活性化対策特別委員会設置に関する決議。

下記のとおり、河原校区活性化対策特別委員会を設置するものとする。
記。

名称、河原校区活性化対策特別委員会。

設置の根拠、地方自治法第109条及び委員会条例第5条。

目的、河原校区における少子化及び地域活性化問題に対し、総合的に対処するため。

委員会の定数、5名。

附則、この河原校区活性化対策特別委員会は、問題が解決するまで存続するものとする。

○議長（西口義充君）ただいま提出者より内容の説明がございましたが、提出者に対して質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。自席に帰ってください。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

発議第6号、河原校区活性化対策特別委員会の設置について、原案どおり賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立です。

よって、発議第6号は原案どおり可決されました。

河原校区活性化対策特別委員会を設置することが決まりましたので、これに付託の上、審査終了までの閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認め、西原村議会委員会条例第7条第4項の規定によりまして、議長より指名をいたします。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認め、議長より指名します。

1番、山下圭介君、2番、加藤博敏君、3番、松浦哲也君、5番、堀田直孝君、7番、中西義信君、以上5名を指名します。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認め、以上の5人が河原校区活性化対策特別委員に決定しました。

ここで休憩しまして、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩します。

（午後 1時19分）

（午後 1時24分）

○議長（西口義充君）休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの休憩中に委員長、副委員長が決定しましたので、報告をします。

河原校区活性化対策特別委員会委員長に5番、堀田直孝君、副委員長に3番、松浦哲也君が決定しました。

日程第18、発議第7号、公共育成牧場跡地利用対策特別委員会の設置についてを議題とします。

内容の説明を提出者、5番、堀田直孝君に求めます。

（5番議員 堀田直孝君 登壇 説明）

○5番議員（堀田直孝君）発議第7号。

令和6年9月25日。

西原村議会議長、西口義充様。

提出者、西原村議会議員、堀田直孝。賛成者、西原村議会議員、松浦哲也。賛成者、西原村議会議員、中西義信。

公共育成牧場跡地利用対策特別委員会の設置について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

公共育成牧場跡地利用対策特別委員会設置に関する決議。

下記のとおり、公共育成牧場跡地利用対策特別委員会を設置するものとする。

記。

名称、公共育成牧場跡地利用対策特別委員会。

設置の根拠、地方自治法第109条及び委員会条例第5条。

目的、公共育成牧場跡地利用対策問題に関し、総合的に対処するため。

委員の定数、5名。

附則、この公共育成牧場跡地利用対策特別委員会は、跡地利用に関する問題が解決するまで存続するものとする。以上です。

○議長（西口義充君）ただいま提出者より内容の説明がございましたが、提出者に対して質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。自席に帰ってください。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(西口義充君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

発議第7号、公共育成牧場跡地利用対策特別委員会の設置について、原案どおり賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(西口義充君) 全員起立であります。

よって、発議第7号は原案どおり可決されました。

公共育成牧場跡地利用対策特別委員会を設置することが決まりましたので、これに付託の上、審査終了までの閉会中の継続審査にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(西口義充君) 異議なしと認め、西原村議会委員会条例第7条第4項の規定によりまして、委員を議長より指名します。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(西口義充君) 異議なしと認め、議長より指名します。

1番、山下圭介君、2番、加藤博敏君、3番、松浦哲也君、5番、堀田直孝君、7番、中西義信君、以上5名を指名します。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(西口義充君) 異議なしと認め、以上の5人が公共育成牧場跡地利用対策特別委員に決定しました。

ここで休憩しまして、委員長、副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩します。

(午後 1時29分)

(午後 1時30分)

○議長(西口義充君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの休憩中に委員長、副委員長が決定しましたので、報告します。

公共育成牧場跡地利用対策特別委員会委員長に7番、中西義信君、副委員長に2番、加藤博敏君が決定しました。

日程第19、発議第8号、企業誘致特別委員会の設置についてを議題とします。

内容の説明を提出者、6番、坂本隆文君に求めます。

(6番議員 坂本隆文君 登壇 説明)

○6番議員(坂本隆文君) 発議第8号。

令和6年9月25日。

西原村議会議長、西口義充様。

提出者、西原村議会議員、坂本隆文。賛成者、西原村議会議員、桂悦朗。
賛成者、西原村議会議員、山下一義。

企業誘致特別委員会の設置について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

企業誘致特別委員会設置に関する決議。

下記のとおり、企業誘致特別委員会を設置するものとする。
記。

- 1、名称、企業誘致特別委員会。
- 2、設置の根拠、地方自治法第109条及び委員会条例第5条。
- 3、目的、企業誘致に関し、総合的に対処するため。
- 4、委員の定数、5名。

附則、この企業誘致特別委員会は、企業誘致の必要性が続く限り存続するものとする。以上です。

○議長（西口義充君）ただいま提出者より内容の説明がございましたが、提出者に対して質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑はないようですので、質疑を終結します。自席に帰ってください。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

発議第8号、企業誘致特別委員会の設置について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、発議第8号は原案どおり可決されました。

企業誘致特別委員会を設置することが決まりましたので、これに付託の上、審査終了までの閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認め、西原村議会委員会条例第7条第4項の規定によりまして、委員を議長より指名いたします。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認め、議長より指名します。

1番、山下圭介君、3番、松浦哲也君、6番、坂本隆文君、8番、山下一

義君、9番、桂悦朗君、以上5名を指名します。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(西口義充君) 異議なしと認め、以上の5人が企業誘致特別委員に決定しました。

ここで休憩しまして、委員長、副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩します。

(午後 1時35分)

(午後 1時37分)

○議長(西口義充君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの休憩中に委員長、副委員長が決定しましたので、報告します。

企業誘致特別委員会委員長に6番、坂本隆文君、副委員長に9番、桂悦朗君が決定しました。

日程第20、発議第9号、工業団地造成特別委員会の設置についてを議題とします。

内容の説明を提出者、7番、中西義信君に求めます。

(7番議員 中西義信君 登壇 説明)

○7番議員(中西義信君) 発議第9号。

西原村議会議長、西口義充様。

提出者、西原村議会議員、中西義信。賛成者、西原村議会議員、堀田直孝。賛成者、西原村議会議員、加藤博敏。

工業団地造成特別委員会の設置について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

工業団地造成特別委員会設置に関する決議。

下記のとおり、工業団地造成特別委員会を設置するものとする。

記。

名称、工業団地造成特別委員会。

設置の目的、地方自治法第109条及び委員会条例第5条。

目的、工業団地造成に関し、総合的に対処するため。

委員の定数、5名。

附則、この工業団地造成特別委員会は、工業団地造成の必要性が続く限り存続するものとする。

○議長(西口義充君) ただいま提出者より内容の説明がございましたが、提出者に対して質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(西口義充君) 質疑がないようですので、質疑を終結します。自席に帰

ってください。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(西口義充君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

発議第9号、工業団地造成特別委員会の設置について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(西口義充君) 全員起立であります。

よって、発議第9号は原案どおりに可決されました。

工業団地造成特別委員会を設置することが決まりましたので、これに付託の上、審査終了までの閉会中の継続審査にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(西口義充君) 異議なしと認め、西原村議会委員会条例第7条第4項の規定によりまして、委員を議長より指名いたします。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(西口義充君) 異議なしと認め、議長より指名します。

2番、加藤博敏君、4番、尾崎幸穂君、5番、堀田直孝君、7番、中西義信君、10番、西口義充、以上5名を指名します。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(西口義充君) 異議なしと認め、以上の5人が工業団地造成特別委員会に決定しました。

ここで休憩しまして、委員長、副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩します。

(午後 1時41分)

(午後 1時43分)

○議長(西口義充君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの休憩中に委員長、副委員長が決定しましたので、報告します。

工業団地造成特別委員会委員長に7番、中西義信君、副委員長に4番、尾崎幸穂君が決定しました。

日程第21、発議第10号、公共交通対策特別委員会の設置についてを議題とします。

内容の説明を提出者、9番、桂悦朗君に求めます。

(9番議員 桂悦朗君 登壇 説明)

○9番議員(桂悦朗君) 発議第10号。

令和6年9月25日。

西原村議会議長、西口義充様。

提出者、西原村議会議員、桂悦朗。賛成者、西原村議会議員、山下一義。
賛成者、西原村議会議員、堀田直孝。

公共交通対策特別委員会の設置について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

次のページをお願いします。

公共交通対策特別委員会設置に関する決議。

下記のとおり、公共交通対策特別委員会を設置するものとする。
記。

- 1、名称、公共交通対策特別委員会。
- 2、設置の根拠、地方自治法第109条及び委員会条例第5条。
- 3、目的、公共交通対策に関し、総合的に対処するため。
- 4、委員の定数、5名。

附則、この公共交通特別委員会は、公共交通に関する問題が解決するまで存続するものとする。以上です。

○議長（西口義充君）ただいま提出者より内容の説明がございましたが、提出者に対して質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。自席に帰ってください。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

発議第10号、公共交通対策特別委員会の設置について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、発議第10号は原案どおり可決されました。

公共交通対策特別委員会を設置することが決まりましたので、これに付託の上、審査終了までの閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認め、西原村議会委員会条例第7条第4項の規定によりまして、委員を議長より指名いたします。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認め、議長より指名します。

4番、尾崎幸穂君、5番、堀田直孝君、6番、坂本隆文君、8番、山下一義君、9番、桂悦朗君、以上5名を指名します。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認め、以上の5人が公共交通対策特別委員に決定しました。

ここで休憩しまして、委員長、副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩します。

（午後 1時48分）

（午後 1時49分）

○議長（西口義充君）休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの休憩中に委員長、副委員長が決定しましたので、報告します。

公共交通対策特別委員会委員長に9番、桂悦朗君、副委員長に5番、堀田直孝君が決定しました。

日程第22、委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

議会運営委員会委員長、中西義信君、総務福祉常任委員会委員長、桂悦朗君、産業教育常任委員会委員長、尾崎幸穂君、議会広報常任委員会委員長、坂本隆文君、以上の方から閉会中の継続審査の申出がっております。

事件、理由等についてタブレットに指示のとおりです。

お諮りします。各委員長の申出のとおり閉会中の継続調査（審査）とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程及び会期日程は全部終了しました。

お諮りします。これをもって、会議規則第7条の規定によって閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認めます。

本臨時会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもって令和6年第3回西原村議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

午後 1時52分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 西 口 義 充

熊本県阿蘇郡西原村議会臨時議長 山 下 一 義

熊本県阿蘇郡西原村議会副議長 山 下 一 義

1 番議員 山 下 圭 介

2 番議員 加 藤 博 敏